

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区永田町2丁目4-3 永田町ビル9階

氏名 株式会社東京クリアセンター

代表取締役 熊木 浩

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

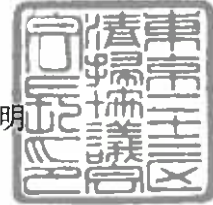
渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第65条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和3年1月27日

渋谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 山崎 孝明



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
株式会社 アルフォ (許可番号第1413号)
- 作業場所 渋谷区の区域内
- 許可期間 令和3年2月1日 から
令和5年1月31日 まで
- 許可の条件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。
(株)アルフォに搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服のある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができま
す。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しを
求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として提起しなければなりません。なお、この処分が
あった日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合、審査請求に
係る決定の通知を受けた日の翌日又は審査請求に係る決定があった日の翌日から起算します。

本証明書写しは情報公開用の物で
あり、その他の目的による利用は
禁じる。

株式会社東京クリアセンター